

開議の宣告

田中敏雄 議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

閉会中の継続審査の申し出について

田中敏雄 議長 日程第1、請願第3号社会保障制度の一体改革を求めることについてより、日程第4、陳情第18号教育目的税に反対することについてまでの4件は、各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

委員会調査の継続の申し出について

田中敏雄 議長 日程第5、委員会調査の継続の申し出については、産業建設常任委員長、文教常任委員長、総務常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条に規定のとおりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

認定第102号～認定第103号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、認定第102号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定についてより、日程第7、認定第103号平成17年度横手市水道事業会計決算の認定についてまでの2件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（32番赤川堅一郎議員）登壇】

赤川堅一郎 決算特別委員長 皆さん、おはようございます。

今定例会において、決算特別委員会に付託されました認定2件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、認定第102号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、横手病院の支出の決算の執行率が94.5%ということであったが、約5%が残った理由はとの質疑に対し、当局より、秋田大学派遣の非常勤医師の動向が不確定だったため、本来であれば3月議会で減額補正などを行うべきであったが、ぎりぎりまで動向が確定しなかったことが大きな理由であるとの答弁がありました。

また、資本的収支決算の大森病院分の出資金の内容は何かとの質疑に対し、当局より出資金という名称を使用しているが、実際は市の一般会計からの繰出金のことである。横手病院においては負担金の扱いとしていた。この繰出金の扱いについては、県内自治体病院の中でも負担金・出資金が半々であり、協議の結果18年度より3条予算に対するものは負担金、4条予算に対するものは出資金として扱うことに統一を図っているとの答弁がありました。

また、横手病院・大森病院のそれぞれの患者1人1日当たりの入院・外来の単価に差が見られる理由はとの質疑に対し、当局より、診療報酬には約4,000の項目があり、診療科目により必ずしも一致せず、医療内容の質により差が出る。一方、大森病院については、高齢者慢性疾患が多い状況から、低くなっていると分析している。両病院とも類似病院より入院、外来ともに単価が低くなっているとの答弁がありました。

また、大森病院の高齢者の入院実態についての質疑に対し、当局より、大森病院の一般病棟の平均在院日数は、平成17年度で26日以内、平成18年度で24日以内となっている。しかし、当病院の療養型病床については、在院日数について制限がないので、一たん入院していただければ、ある程度特別な事情がない限り入院いただいている。そのようなことから、他の総合病院から、退院しても施設入所待ちや在宅の介護ができないなどの理由により入院患者を紹介されるが、病床数に限りがあるので、なかなか受け入れられない状態にあるが、当然、合併したことにより、市立病院を優先するなど、横手病院との連携をとるようにしているとの答弁がありました。

また、上半期・下半期のそれぞれの利益・損失の要因についての質疑に対し、当局より、横手病院の上半期の損失の要因としては、病床利用数の低下が一番の理由である。下半期はその対策として、ベッドコントロールマネジャーを配置し、効率的な運用を図ったところ、利用率上昇につながった。また、入院では亜急性期を適用したことや短期の入院を受けたこと、外来では電話予約システムの普及による小児科外来の増、2次検診の増、CT検査依頼の増が収益の増につながった。一方、大森病院の上半期がプラス、下半期がマイナスになった要因としては、医業収益はいずれも増加しているが、一般会計の繰出金を上半期で多く受け入れたことや、支払いが年度末に集中したことなどが考えられるとの答弁がありました。

また、今後の横手病院のリニューアルなどの計画はとの質疑に対し、当局より、平成4年に第2期工

事が終了した。当時と現在を比較すると、例えば医師の充足率の場合、70%が90%へと充足しているため、かなり診療室が手狭になっている。また、築後20年経過している病棟もあることから、リニューアルについて、院内で委員会を組織し、協議中である。一定の方向が決定すれば、市当局との協議の上、議会にご相談申し上げたいとの答弁がありました。

また、横手病院の電子カルテ導入の方向性についての質疑に対し、当局より、今回の第5次医療改正の中で、電子カルテ以前に電子レセプトに移行することが示された。このことから、今年度中に電子レセプトのシステム導入を図り、その上で電子カルテを導入したい。できれば平成19年度の当初予算に盛り込みたいと考えているとの答弁がありました。

また、休診中の科目があるようだが、医師確保の今後の見通しについての質疑に対し、当局より、医師確保についてはどこの病院も悩んでいる状況である。横手病院は平成16年度に臨床研修医の指定を受け、平成17年度から受け入れを行っており、現在9名の研修医が勤務している。小児科医・眼科医の派遣については、秋田大学医学部に働きかけを行っているものの、なかなか厳しい状況であり、横手出身の方などの情報入手に努め、独自交渉を進めるなど努力をしている。

一方、大森病院では、泌尿器科の医師確保ができず、6年間休診中である。常勤の内科医がもう1人欲しいが、秋田大学と自治医科大学及び東京の地域医療振興協会にお願いしているところであるとの答弁がありました。

また、大森病院の療養型病床50床のうち、横手市民は何人かとの質疑に対し、当局より、大半が横手市民である。近年は入院患者の出身地域は横手市全体に広がっているとの答弁がありました。

また、がん拠点病院の指定申請についての質疑に対し、当局より、今年4月に県より指定のための詳細な基準について指示がなかったため、県内の13病院が手探りの状態で申請したものの、却下された。県より後に示された基準によると、県内では2病院しか適合しないようである。近く県の会議が行われるので、情報収集に努めながら、がん拠点病院の連携病院を目指したいとの答弁がありました。

また、他病院との差別化を図るため、がん手術などの治療実績などを積極的に開示すべきではとの質疑に対し、当局より、横手病院は治療数は少ないが、薬局の横の掲示板に掲示している。一方、大森病院は、がん治療等については掲示していないので検討したいとの答弁がありました。

また、MRIの高度医療機器については大変高価であり、最新機器を導入していくために、買い取りではなくリースを検討できないかとの質疑に対し、当局より、リースも考えられるが、購入することにより起債が認められ、起債償還に対し交付税導入もあるので有利であると考えているとの答弁がありました。

また、両病院の未収金の状況についての質疑に対し、当局より、横手病院の未収金については年々増加の傾向にあり、7月で203件、1,500万円ほどである。対応策としては、月1回の督促状の発行、嘱託の徴収専門員の配置、分割納付の指導、郵便振替の利用促進を行っている。また、大森病院の未収金については、8月段階で45件、1,150万円ではやはり年々増加の傾向にあるとの答弁がありました。

また、クレームについてはどのように処理されているのかとの質疑に対し、当局より、クレーム処理については、両病院とも各病棟に投書箱を設置し、投書された内容については、月1回会議を開き、改善策を検討しているとの答弁がありました。

また、大森病院分については、特別損失を計上しているが、その内容はどの質疑に対し、当局より、この特別損失は消費税の過年度課税分であるとの答弁がありました。

また、資本的収支の決算額が黒字になっているのを初めて見た気がする。その理由はどの質疑に対し、当局より、上半期で建設改良費の支出が終了していたのに対し、下半期で起債の借入金が増入となったため、通年決算では支出が上回っているため、内部留保資金で補っているとの答弁がありました。

また、今議会に看護師10名増員の定数条例が提出されているが、仕事の軽減になるのかとの質疑に対し、当局より、現状としては産休・育休の取得者が10名程度いるので、少し余裕を持った勤務ができるものと思っているとの答弁がありました。

また、今の診療報酬改正で、看護師の配置を充実させることが経営的に有利ということで、看護師が奪い合いになっていると聞いた。そのための対策はどの質疑に対し、当局より、看護師の増員については、4月の診療報酬改正で国から一定の手法が示され、横手病院の場合、患者2.5人に看護師1人という体制をとってきたが、それでいくと経営が成り立たないという試算が出され、検討の結果、可能な部分で2対1の体制に取り組んでいる。産休・育休が非常に多いという状況の中で、できれば嘱託、臨時職員で充足されればいいが、何せ看護師がいないのが実情であり、今回、定数条例を改正させていただいて、一定の必要な人員を採用したいという考えである。採用人員に満たない場合には、再募集していきたいとの答弁がありました。

本決算について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第103号平成17年度横手市水道事業会計決算の認定についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、増田、平鹿、十文字の配水区は成瀬ダムの権利金を負担することになっていると思うが、この負担金はどの程度かとの質疑に対し、当局より、成瀬ダムの負担金は水道水源整備事業という国庫補助事業で進めている。負担金については、3町合わせて5億5,000万円くらいで、14年度から納めている。そのうち3分の1から2分の1が国庫補助で、実質的には4億ぐらいの負担金になるとの答弁がありました。

また、配水管の材質と給水口径の20ミリ使用の指導についてのどの質疑に対し、当局より、横手地域で相当数更新しているポリエチレン管は、ビニール管や鉄管に比べて良質の配水管ではあるが、これから上水道事業を展開する他の地域では、事業エリアを広げて水道を普及させることが第一の課題なので、今は低額のものを使わざるを得ないという状況だ。また、給水口径20ミリのものは、水圧・水量とも安定して供給ができるが、13ミリを主体として指導してきた地域もあり、水道加入金の調整も含めて、今後の水道事業計画の中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、大雄浄水場のクリプトスポリジウム対策についてはどの質疑に対し、当局より、クリプトスポ

リジウムは下痢や腹痛のおそれのある病原性微生物の1つである。このクリプトスポリジウム対策は、水質調査を行い、指標菌の大腸菌などが検出された場合に必要となる。今現在、事業計画策定の段階で、いろいろ資料等を取り寄せて数値を見ると、それなりの対策が必要なところがある。ただ、その対策についても、厚生労働省自体の方向性もあり、高度浄水だけにこだわらず、紫外線でクリプト関係を活性化しない処理も検討し、上水についても簡水についても安全な水を供給できるよう努めたいとの答弁がありました。

また、浄水場の休日の体制についての質疑に対し、当局より、経費的な問題で人の配置をなくさなければならぬものもあるが、人が必要な場所は措置する形で進めたいとの答弁がありました。

また、漏水対策はとの質疑に対し、当局より、旧横手市では、平成9年度からエリアを区切って漏水調査を実施している。配水管、あるいは給水管の音を聞くなど配水量と吸水量のバランスを見て、どの辺が漏れているかという調査をしている。雄物川地域についても、配水量とメーターにあらわれる数字に誤差が大きい場合は、漏水調査を実施している。また、十文字、平鹿、増田地域については、配水管が比較的新しく、漏水が少ないことから、今のところは実施していない。今後、老朽化してくるにしたがって、そういう調査も必要になると思っているとの答弁がありました。

また、特別損失について詳しく教えてほしいとの質疑に対し、当局より、現在不納欠損処理をするのは、過去5年以前の納入されなかった金額について不納欠損処理させていただいている。特に横手の場合は、アパート居住者が住民登録をしていない場合もあり、アパートをいつの間にか出ていっていなくなってしまったというケースが多々ある。また、平成12年前後という不況期に入った時期で、失業のためにどうしても滞納してしまったという状況もある。そういう中で発生したものである。

未収金であるが、例えば横手の事例だが、1カ月の給水収益が約9,000万円ほど、メーターの検針をするのが、月の初めが7,500戸ほど、月の半ばに検針するのが残りの半分の7,500戸ほどである。料金の納入時期は、前段に検針したものは口座振込であれば月末の口座振込だが、後段に検針したものはどうしても翌月の口座振込になる。口座振込利用率は、約9割くらいであるとの答弁がありました。

また、企業会計で未収金8,900万円と大変な額だ。どういう形で未収金を回収する取り組みがなされているのかとの質疑に対し、当局より、収納担当が毎日のように電話連絡、家庭訪問して回収に当たっているが、日中おらない方が多く、再三戸別訪問をして頑張っているところである。7月から試験的に徴収業務員の方を委嘱している。400軒ほど回って直接の徴収金額は50万ほどであるが、地域局へ直接納入する方もおり、成果を発揮しつつあるとの答弁がなされました。

また、ばらつきのある水道料金を平準化していきたいというが、どのような形で進めるのかとの質疑に対し、当局より、旧横手市の場合だが、水道料金が高い中で、将来の設備整備のために基金などで8億円ほど預金している。料金の安いところが上がった場合、ただ高くなったという考え方をとるか、それとも将来に対する投資として積み立てていくという考え方をとるか、その辺の考え方もあると思う。平準化と言えば、高いところが下がるということもあるので、もろもろの資料を出しながらご意見をい

ただきながら検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

本決算について討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、決算特別委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

18番高安進一議員。

【18番（高安進一議員）登壇】

18番（高安進一議員） ただいま議題になっております認定第102号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定について、原案賛成の立場で討論を行います。

特別委員会では討論を行いませんでしたけれども、本会議で行いますことをご理解お願いしたいと思います。

医療を取り巻く状況は、国の医療制度構造改革のもとに、とりわけ医療費適正化の推進によって、大変厳しい状況にあります。しかし、決算状況を見ますと、横手病院では1億86万2,000円の黒字、大森病院では6,446万4,000円の赤字ですが、通年ベースで見ますと、横手病院が877万5,000円の黒字、大森病院では2,841万1,000円の黒字が計上されております。支出を伴わない経費であります減価償却費、両病院合わせて4億6,000万円を引いての純収益でありますから、この厳しい医療体制のもとで医師初めスタッフの大変な努力の結果であると、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

特に、大森病院では皮膚科、神経内科を新設して、地域住民の医療ニーズにこたえるとともに、外来患者の確保に努め、また、医師不足のため廃止の憂き目にあった整形外科を、院長先生初めスタッフの努力によって医師が確保され、大森病院の主要な診療科目が残ったということも、住民には大変感謝されているところでございます。

この整形外科だけで平成18年度に入り、15.5%の患者増となり、収益で前年同月比40%増という診療報酬改定による減収分を補っております。

横手病院においても、今社会問題化している産婦人科、小児科の診療をしっかりと確保し、経営の中に組み入れて成績を残し、女性、子供の不安を除き、しっかりと市民ニーズにこたえていることに対しても、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、両病院の連携については、合併前、私どもの地区では、大森病院は今までの診療が可能な病院として残るんだろうかという不安の声が多くありました。私も一抹の不安を持っていましたが、人事交流や手術など専門医の派遣、療養病棟の受け入れなど、お互いの病院の特徴を生かした連携がとられて

おり、お互いの病院の好成績につながっているものと思われます。

今年度に入り、医療費の伸びの抑制や、医療保険制度体系の見直しなど、病院経営にとってはますます厳しい環境になります。

公立病院にとって、ただただ黒字を追求するものではないと思いますが、厳しい環境にあっても、今までいろいろな場面で病院を挙げての創意工夫で対応してきた実績があります。18年度もますます市民の期待にこたえていただけるものと期待しております。

あらためて、陣頭に立って頑張っておられます医師の先生方に敬意と感謝を申し上げ、賛成の討論といたします。

どうもご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、認定第102号平成17年度横手市病院事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第102号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、認定第102号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第103号平成17年度横手市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第103号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、認定第103号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第241号～議案第265号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第8、議案第241号横手市ペット霊園の設置等に関する条例より、日程第22、議案第265号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）までの15件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 おはようございます。

厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、平成18年9月14日10時から15時55分まで行いました。場所は第2委員会室、出席委員は委員全員であります。説明のために出席した方々は、約23名という多くにわたっております。

初めに、厚生常任委員会に付託されました議案15件の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

初めに、議案第241号横手市ペット霊園の設置等に関する条例についてであります。

本案はペット霊園の設置及び管理等が適正に行われるために必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、条例案で人の居住する建物の敷地から100メートル離れていることとあるが、これは何か法律で定めがあるのかとの質疑に対し、当局より、全国的には条例を定めている自治体の中には人家からの距離を200メートル、300メートルと厳しい規制をしているところもあったが、平均的には100メートルが多く、また、墓地についても法律で100メートルと定められているので、これに準じたとの答弁がありました。

また、霊園経営が芳しくなく、撤退する場合の原状回復命令などの規定はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、経営状況などの実態について、行政が監視できることになるので、好ましくないと思われるときは改善命令を出すことができる。仮に最終的に撤退ということになれば、行政と業者が話し合っていくことになろうかと思うが、市としてはそのような段階になる前に措置を講じてまいりたいとの答弁がありました。

また、道路上の動物の死骸もペット霊園で火葬するのかとの質疑に対し、当局より、ペット霊園が稼働すれば、経営上のバックアップの意味からも、動物の死骸の処理等についても、検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、旧東部斎場を利用したペット霊園と条例制定の関係についての質疑に対し、当局より、旧東部斎場のペット霊園への利活用については、これまで業者との意見交換会を行ってきており、10月中旬には公募したい考えである。今、条例が整備されなければ、建物の改造や埋葬地の設置について、今後何ら指導することができない。業者がこの隣接地でなく、ほかの場所に霊園を展開することも想定され、一方的に事業展開されたのでは住民に不快感を与えることになり、旧東部斎場にペット霊園が設置される前に条例制定することになった。当然今回の条例は、旧東部斎場も規制の対象となるとの答弁がありました。

また、ペット霊園の定義について、必ず火葬場と埋葬する場所がセットなのかとの質疑に対し、当局より、ペット霊園は死骸の火葬及び埋葬と焼骨の埋蔵及び収蔵などの施設が個々にその機能を持ってもいいし、またあわせ持ってもよいと解しているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立により採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきもの



と決定いたしました。

次に、議案第244号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、厚生労働大臣の定める基準による介護サービスが提供できる施設とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、特別養護老人ホームで介護予防サービスを行うことになれば、収支的にはどのようになるのかとの質疑に対し、当局より、今のところ特別養護老人ホームにおいての事業要望は出ていないが、仮に介護予防サービス事業にこたえることになって、そのための人員増は考えていないので、収支的にはよくなるものと判断しているとの答弁がありました。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第245号横手市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、料金設定等を明確にするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第246号横手市介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、厚生労働大臣の定める基準による介護サービスが提供できる施設とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第247号横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、負担の公平性確保と粗大ごみ処理手数料基準の条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、粗大ごみの手数料の変更についての質疑に対し、当局より、粗大ごみの手数料の分類で、これまで消費税分について10円未満を切り捨てていたが、金額によっては不公平になるので、10円未満の端数処理規定を削除することにしたとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第248号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、出産育児一時金を増額するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、出産育児一時金を35万円に増額することによって、分娩費が上がらないのかとの質疑に対し、当局より、国では公的な病院の分娩費を34ないし35万円と見ているようで、今回の健康保険法の改正で35万円とした。この地域では、35万円でおさまるようである。助産については、健康保険の適用外であるので、市ではチェックできないので、分娩費が上がるかどうかは何とも言えないとの答弁がありました。

また、10月1日から直接病院へ分娩費を支払う制度ができると聞いたがとの質疑に対し、当局より、市民からの申請に基づいて、病院から同意をいただき、市が直接病院に支払う代理受領制度が10月1日

からスタートする。これは出産費用の支払いの手続の軽減と、費用を一時立てかえしなくてもよいよう、便宜を図ろうとするものであるとの答弁がありました。

また、10月からすぐには対応できないという病院があった場合どうするのかとの質疑に対し、当局より、社会保険が10月からスタートすることになっており、国保についても県から10月からできる形にするよう通知が来ている。市で要綱をつくり、10月1日からスタートできるよう今、準備を進めている。この制度は、病院から請求書などを送付していただくなど事務手続が必要で、病院の同意がなければ運用できない。病院へは支払いの遅延問題などはクリアされるなどのメリットを説明し、協力を要請していきたいとの答弁がありました。

討論では、賛成の立場で立身万千子委員より、出産育児一時金について、国のいろいろな考え方があがるが、本当ならば35万円では足りないという声もある。国では少子化ということで、近年子供を産みなさいと言うが、実際はお金がなくて産めないという人がいっぱいいる。特に出産費用を確保することが非常に困難だという若い人たちが大勢いる中では、今回の増額は歓迎するべきことと思う。国はいいことも悪いことも周知徹底が遅いと思う。そのような状況だが、横手市では周知徹底を図り、スムーズに実施していただくことを要望し、賛成討論とするとの討論がありました。

本案について、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第249号横手市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、横手市交通安全対策会議委員の任期を明確化するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、交通安全対策会議の任務についての質疑に対し、当局より、主な役目は横手市の交通安全計画を策定し、実施するというものであり、ことし交通安全計画を策定したので、来年以降は実際の施策について審議することになるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第254号横手市水防協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水防法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、委員の構成メンバーはとの質疑に対し、当局より、まだ委嘱はしていないとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第259号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,984万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ107億9,302万円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第260号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,089万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ65億3,955万1,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第261号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算を組みかえようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、包括支援センターで取り扱う対象者が580名で、実際ケアプランをつくっている人が180名だが、残り約6割のケアプランをつくってもらわない人には支障はないのかとの質疑に対し、当局より、要支援1、2と認定になっている人すべてにセンターから電話をし、介護予防サービス利用の希望があるか確認をとっている。残り約6割の方は自分で予防するという認識であるとの答弁がありました。

また、予防介護事業で利用の多い事業はとの質疑に対し、当局より、利用者が一番多いのは予防サービスであるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第262号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億2,916万7,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、報酬を減額したということは、臨時介護員の補充をしないということかとの質疑に対し、当局より、これまでは月額の非常勤職員であったが、日額の非常勤職員を採用したので、今回減額補正したとの答弁がありました。

また、特別養護老人ホームの特別会計全般に言えることだが、特別会計という考え方からして、一般会計からの繰入金金を最初から当てにしているのは甘い考えではないか。今後、特別会計の中で解決する姿勢が見えるような科目をつくるなどのやり方はできないのかとの質疑に対し、当局より、基本的な考え方はそのとおりであり、事業費の中で全体を賄えるようにしなければならない。しかし、職員構成などの問題もあり、今すぐに導入することは難しいと考えている。なお、広域市町村圏組合時代の受託事業のときは、施設ごとに運営を任されていたわけだが、現在は市立ということになったので、来年度からは5つの特別会計を1本にまとめたいと考えているとの答弁がありました。

また、一生懸命頑張っている施設もあるので、一本化したらそれぞれの施設の経営状況が評価できなくなるのではないのかとの質疑に対し、当局より、会計を一本化しても、結果的には各施設のそれぞれの決算額は明確に出てくるので、各施設の評価に関しては特に問題はないとの答弁がありました。

経営上、黒字の施設の基金の使い方についての質疑に対し、当局より、資金については、優先的にそ

の施設の修繕や改良、事業拡大に使用していきたいと思っているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第263号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入及び歳出予算を組みかえようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、増床工事の進捗状況についての質疑に対し、当局より、8月末現在で建築本体工事は8.4%、機械設備工事7.2%、電気工事5%とおおむね計画どおり進んでいるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第264号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,048万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億685万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、増床工事の進捗状況についての質疑に対し、当局より、資料は持ち合わせていないが、各工事とも順調に推移しているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第265号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億535万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、非常勤職員の増について、特別な資格を持った方なのかとの質疑に対し、当局より、支援員で福祉専門職であるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第241号横手市ペット霊園等の設置等に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第241号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第259号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第259号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件を除く13件について採決いたします。

13件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、13件は委員長報告のとおり可決されました。

請願第7号～議案第270号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第23、請願第7号多重債務を未然に防止し消費者保護を図ることについてより、日程第40、議案第270号工事請負契約の締結についてまでの18件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました案件中、議案10件、請願3件、陳情5件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、平成18年6月議会において当委員会に付託され、継続審査となっていた請願第7号多重債務を未然に防止し消費者保護を図ることについてであります。

本請願の要旨は、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること、みなし弁済規定を廃止すること、約定金利以外に保証料を徴収することを禁止すること、以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、近江直人氏外2名より提出されたものであります。

本請願について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号安本地区の道路改良についてであります。

本請願の要旨は、市道幹線杉沢・安本線の完全舗装を行うこと、市道安本線の道路拡幅を行うこと、以上2点について改善されたいというもので、横手市安本部落総代代表、照井誠一氏外1名より提出さ

れたものであります。

討論では、佐藤委員より賛成の立場で、この道路は横手西部地区はもちろんのこと、平鹿、雄物川、大森、大雄地区の方々が利用する工業団地の通勤道路となっている。横手市として工業団地に企業を誘致しながら、そこへ向かう道路の整備を行わないのでは、今後の企業誘致にも差し障りがあると考え。その意味で、非常に緊急度の高いこの道路を早急に着工できるように要望するとの討論がありました。

本請願について、以上の討論があり、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきとの決定いたしました。

次に、請願第9号行き詰まったWTOに代わる食糧主権にもとづく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求めることについてであります。

本請願の要旨は、政府はWTO体制を見直し、食糧主権にもとづく貿易ルールを確立するために世界各国に働きかけること、食糧自給率を向上させるための施策を講ずること、不合理なミニマムアクセス制度を廃止すること、以上3点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、農民運動秋田県連合会委員長、佐藤長右衛門氏より提出されたものであります。

本請願について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきとの決定いたしました。

次に、平成18年6月議会において当委員会に付託され、継続審査となっていた陳情第8号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること、みなし弁済規定を廃止すること、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること、以上3点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというものであり、秋田県司法書士会会長、児玉傳一郎氏外2名より提出されたものであります。

本陳情について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきとの決定いたしました。

次に、平成18年6月議会において当委員会に付託され、継続審査となっていた陳情第12号公衆トイレに関することについてであります。

本陳情の要旨は、荒沼児童公園にはトイレがなく、利用者が大変不便を感じている。したがって、ぜひ公園に公衆トイレを設置されたいというものであり、朝日が丘町内会朝日クラブ会長、越後谷六郎氏外64名より提出されたものであります。

本陳情について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきとの決定いたしました。

次に、陳情第13号生活排水の汚泥に伴う悪臭解消並びに側溝流水改善についてであります。

本陳情の要旨は、当町内会は数十年前より生活排水の汚泥により、悪臭とハエや蚊に悩まされている。

住民の健康と地域環境改善に向け、側溝流水の改善も含め悪臭を解消されたいというものであり、横手市東平和町内会長、伊藤虎太郎氏より提出されたものであります。

本陳情について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第15号上水道本管の布設についてであります。

本陳情の要旨は、国道13号東側の大台地区並びに赤谷地町内の一部は、上水道本管が布設されていないため、非常に水圧が低く日常生活に不便であり、時折濁水も出ることがあり、衛生面でも不安である。また、現在の水道管も老朽化し、劣化していると聞いている。については、本地区の上水道管に布設がえされたいというものであり、陳情者代表、山本勲氏外12名より提出されたものであります。

本陳情について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第16号経営所得安定対策における「農地・水・環境保全向上対策」に対する支援についてであります。

本陳情の要旨は、農地・水・環境保全向上対策事業について、市の特段の支援を要請するというものであり、秋田県土地改良事業団体連合会平鹿支部長、高橋耕一郎氏外11名より提出されたものであります。

本陳情について、意見・討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第242号横手市緑資源機構旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例であります。

本案は、旧農用地整備公団が雄物川地域及び大森地域で実施した農用地整備公団事業にかかわる負担金及び特別徴収金の徴収に関して、必要な事項を定める横手市緑資源機構旧農用地整備公団事業負担金等徴収条例を制定するため、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、整備した採草地に産業廃棄物の処理場建設の申請が上がっているという話を聞いた。今後の推移は。また、残っている負担金はどのように処理されるのかとの質疑に対し、当局より、雄物川地域の出羽丘陵開発地域への産業廃棄物処理場建設の申請が県の保健所にあり、市環境課へ意見徴収があった。そのことについて、関係部局で協議し、環境に対する負荷については問題がないということで回答をしている。しかし、出羽丘陵開発事業で開発した用水路などの施設については、使用期限があり、緑資源機構からの許可を得なければならない。また、取得した用地に負担金が残っている場合は、取得した業者が残額を支払うことを要請していく。今後、これらのことについて申請者と協議しながら進めていくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第250号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、秋田県信用保証協会における市町村の保証制度にかかわる連帯保証人条件の改正に伴い、所

要の規定を整備するための条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、限度額に変更はあるのか、また、保証人が不要になることにより査定が厳しくなるのではとの質疑に対し、当局より、限度額は1,500万円に変更はない。保証人の条件だけ変更する。原則不要ということだが、必要に応じて保証人をつける場合がある。また、金融機関にも貸し渋りがないように働きかけをしていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第251号横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、農村公園を横手地域の黒川地区へ新たに設置するための条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、トイレが設置されていないが、今後の設置の計画はとの質疑に対し、当局より、オアシス館の外にトイレが設置されているが、当初、黒川農村公園はオアシス館と隣接して整備される予定であった。しかし、担い手育成基盤整備事業などの換地の関係で、従前地でなければ換地を受けないという農家が一部おり、どうしても公園とオアシス館との間に農地を残さなければならない状況となり、現状では若干離れる結果となった。地元からの要望もあるが、代替策を考慮に入れながら、今後検討課題とさせてほしいとの答弁がありました。

討論では、土田祐輝委員より賛成の立場で、現地を視察したが、大変よく整備されており、地域住民の方々が利用し、青空の下で汗を流していた。非常にいい光景を見せてもらった。あずまや、手洗い場が整備されていたが、近くに公衆トイレがないというのが気がかりであった。また、隣接して市民農園が整備されており、市民の方々が野菜、花などの栽培をしているが、できればそれらの人たちの利便性を図るためにも、公衆トイレの設置を要望し、賛成するとの討論がありました。

また、齋藤委員より賛成の立場で、黒川地区については、農村公園を含めて非常にいいものをつくってもらった。しかしながら、今、トイレの問題もあるが、そういう部分のある程度の整合性を考えながら、余り公平感の欠けるようなやり方でない施設等の設置、維持管理を求め、賛成したいとの討論がありました。

本案について以上の討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第252号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、新たに平鹿地域の醍醐地区に市営住宅等を設置するとともに、十文字地域の旭団地を廃止するための条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、子供たちの遊び場などにトイレはあるのかとの質疑に対し、当局より、トイレは設置していない。特に団地内の方が利用するので、住宅のトイレを利用してもらうとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第253号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例であります。



本案は、老朽化した単独住宅の一部を廃止する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第266号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。本案は、歳入歳出の総額に250万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,968万8,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第267号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）であります。本案は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算を組みかえようとするものであります。本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第268号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。本案は、歳入歳出の総額に4,509万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億5,955万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、歳入の繰入金が減額になった理由は、また、交付税算入についての質疑に対し、当局より、これまで公共下水道の汚水事業には、元利償還金に対し一定の割合で交付税措置されていたが、国の制度改正により、特別措置分という新しい下水道事業債を創設し、それに対して交付税措置する制度に変わった。このため、市債を増額し、繰入金を減額した。今回の制度改正により、下水道事業債に対するの交付税措置という形でわかりやすくなったと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第269号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に71万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,757万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第270号工事請負契約の締結についてであります。

本案は、仮称道の駅十文字建設事業地域振興施設建築工事建築本体工事について、創和建设株式会社と契約金額3億8,325万円の工事請負契約を締結しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから請願第7号多重債務を未然に防止し消費者保護を図ることについてより、議案第270号工事請負契約の締結についてまでの18件についてを採決いたします。

18件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第17号～議案第257号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第41、陳情第17号集配局の廃止再編計画に反対することについてより、日程第45、議案第257号字の区域の変更についてまでの5件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 今定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案4件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第17号集配局の廃止再編計画に反対することについてであります。

本陳情の趣旨は、1、地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。2、離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続させること。以上2点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、全国労働組合総連合議長坂内三夫氏から提出されたものであります。

主な意見を申し上げますと、郵便局の方から話を聞いたが、相当規定路線に入っているということでもあり、資料を見てもサービスを受けるお客様の立場から見れば、そんなに不便を来すような変更でもないというふうに考えられる。そういう点から、強引に反対して、もとに戻すような必要もないと思うので、この陳情に関しては不採択の立場である。また、今回小泉さんの大なたによって民営化になったわけだが、民営化すれば郵便局側としても、組織の再編というのは急務であり、やらないと生き延びられないという部分もある。住民サービスに関しては、従来と変わらないというふうな状況のようでもあるし、この陳情の内容に関しては採択すべしという意見だとの意見が出されました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、本陳情は不採択すべしものと決定しました。

次に、議案第243号横手市職員定数条例の一部を改正する条例であります。

本案は、医療制度改革に伴い、病院事業の職員の定数を増加させ、サービスのなお一層の充実、経営の安定を図ろうとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。

25人増員して決算で利益を出す見込みはあるのかとの質疑に対して、当局から、25名全員を直ちにふやすものではない、当然収支のバランスがあるので、人件費の増嵩をいかに調整するかという部分も考慮しながら進めるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第255号字の区域の設置についてであります。

本案は、土地改良法に基づく県営ほ場整備事業による境町北部地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を設置するものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第256号字の区域の変更についてであります。

本案は、土地改良法に基づく県営ほ場整備事業による般若寺地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第257号字の区域の変更についてであります。

本案は、土地改良法に基づく県営ほ場整備事業による唐白天地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

19番堀田賢逸議員。

【19番（堀田賢逸議員）登壇】

19番（堀田賢逸議員） ただいま出されました集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情を、採択することに賛成の立場で討論をいたします。

日本郵政公社は、平成19年10月の郵政民営化のスタートまでに、全国に約4,700ある集配郵便局のうち、主に過疎地や郡部にある1,048局での郵便物の集荷、配達をやめるという再編計画を明らかにしています。県内では17局が廃止の対象に上がっており、横手市の関係では山内郵便局、山内郵便局は職員数が10名ありまして、内勤が5名、外勤が5名であります。受け持ち世帯数が、今日の8月末現在で1,296名であります。それから、増田郵便局は職員数が17名、内勤が9名、外勤が8名、世帯数が2,697名。それから、東成瀬郵便局は、職員数が9名、内勤が5名、外勤が4名、世帯数が919名であります。

配送の配達局は、山内が横手から、増田と東成瀬が十文字の各局から配達されます。

集配業務の廃止によって、次のような問題が懸念されます。

第1に、配達局からの距離が大幅に延びることにより、郵便物の配達が一般的におくれます。

第2に、不在で再配達を希望しても、配達局が遠いので、制約が想定される。小包や書留の配達もあり、不在だった場合、郵便局では不在持ち物に不在配達通知書というのを置いて、その郵便が配達にきましたよということをお知らせします。そして、もう一度配達してほしいということを郵便局に取りに行くとか電話をすとか、そのようなことをまず郵便局の方に知らせると、そういうような仕組みになっております。

この場合、今までだと郵便局も近いわけですから、もう一度配達してほしいと電話して言っても簡単に対応できるということでしたが、今度は局までの距離が余りに遠いと。例えば十文字から田子内まで行けば15キロとか、往復して30キロ。そのずっと奥まで行けば35キロとか、往復すると70キロと。そのように大変距離が遠くなっています。そういう場合、たった1つの小包を自分のためだけに、そんなに郵便局の人を使ってもいいかというように一般の人は思うと。そういうわけで、大変そう思うのがまず人情だと私は思いました。

配達する人も大変なのであります。私も38年間郵便局で働いた経験からいきまして、台風の日も、吹雪の日も、視界のきかない日も毎日配達をしているわけで、冬道をバイクで配達している人は一冬に大抵の人は何回か転んでいます。私が一緒にいたときの人も、交通事故に遭って死亡した人もおりました。今度の改正はこの配達の距離をもっと遠くするもので、大変なことだと思います。

第3に、早朝や夜間、土曜、日曜日などの時間外窓口サービスが受けられなくなります。不在通知票を見て窓口にもらいに行くとしても、その配達をする局が遠いわけですから、近くの窓口はその郵便そのものがないと。だから、遠くの局まで、東成瀬の人は十文字まで、山内の人は横手までわざわざ出かけなければならない。大変歩いて行ける地域ではないと。高齢者には特に大変になると。そう思います。

第4に、簡易保険や貯金の集金が原則的に受けられなくなります。

第5に、ひとり暮らしや老人世帯への声かけがおろそかになる。

そして、何より問題になるのは、職場が縮小されて、職員がいなくなることです。JAや役場、そして、郵便局の人がいなくなれば、町の活力がなくなります。市町村合併でも心配されておりましたが、中心部が栄えて地方が寂れると。まさにそのとおりになるかもしれません。

政府は原則として、過疎地の郵便局は維持されると公約していますが、実質的なサービス水準が低下することは明らかになりました。私たちが今まで築いてきた郵便局の配達という財産を、たった1回の選挙で小泉さんは壊してしまいました。否決になった郵政法案を解散選挙で覆してまでやった郵政民営化というのは、こんなものでいいのでしょうか。

山内、増田、東成瀬の3つの局は、窓口業務だけを扱う職員二、三人しか残らなくなって、無集配郵便局ということになります。そういうわけで、増田は17名いたのが14名、山内も10名いたのが3名とい

うことで、30人近くが減員になるということになります。

郵政公社も社外秘、外に出されない文書の中には、将来は郵便局の機械化、無人化といいますが、無人店舗も検討ということが盛られていますし、いかに国民に気づかれないように業務の内容の質を落としていくかと関係者が語っているということも言っています。

現在も皆さんはわからないと思いますけれども、これなかなか言いづらいですけれども、まず1回郵便が、例えば横手なら横手に郵便が来ます。大量にあれば、本当はそれはその日のうちに配達しなければいけないわけですが、全部は配達しないで、急いでいるやつはきょう配達して、あさってあたりでいいのはちょっととめ置いて配達すると。そういうのはよくあることだと言えばちょっと言い過ぎですけれども、そういうことはまあります。

そういうわけで、こうしたことから、集配の業務廃止を許すことは、今回例えば東成瀬、増田、山内がだめだとなれば、この次は大森とか大雄とか、そういうところなくなるということが非常に懸念されます。私も醍醐の局も昔は配達していましたが、今は配達していません。そのようなことがどんどん進んでいくということが考えられます。

また、東成瀬の議会では7月18日に既に郵便集配局再編計画の撤回を求める意見書を提出しています。

以上のことから、集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情を採択することに賛成するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第17号集配局の廃止再編計画に反対することについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第17号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第243号横手市職員定数条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第243号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、既に議決されております2件を除く3件について、採決いたします。

3件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後の開会時間は午後1時10分といたします。

午前11時38分 休憩

午後1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第258号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第46、議案第258号平成18年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案258号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、3款民生費では、養護学校の学童保育への支援について、この夏休み、看護師が足りず、受け入れが5人しかできなくて困っている状況だった。市から県へ人件費分を負担するなどの手だてができないのかとの質疑に対し、当局より、このことについては養護学校児童生徒放課後生活支援事業という名称で県が委託事業として実施してきた事業である。しかし、10月1日から障害者地域生活支援事業ということで、市町村の事業になる。市としては今後、長期休みについて委託する業者へ人的な問題等も含め、よく話をして契約を結びたいと思っているとの答弁がありました。

また、学童保育事業の利用の見直しについての質疑に対し、当局より、夏休みにおいて試験的に開所時間を利用者の実態に即するよう30分早め、午前7時45分からとした。冬季からは、閉所時間を試験的に1時間おくらせ、午後7時までとしたい。どうしても午後7時以降預からなければならない状況が生じた場合は、今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、障害者地域生活支援事業についての質疑に対し、当局より、現在、市では相談支援事業、コミュニケーション支援事業、手話等、日常生活用具給付等事業、ヘルパー等移動支援事業、地域活動支援事業及び機能強化事業、福祉ホーム事業、訪問入浴事業、更生訓練給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業の11項目について実施しようということで、準備を進めているところであるとの答弁があ

りました。

4 款衛生費では、環境保全センターの焼却炉の修理に多額の金額が補正されている。当初予算の中に組み入れるべきではなかったのかとの質疑に対し、当局より各施設とも建設してからかなりの年数が経過しており、経常的に計画的な修理費を予算計上していかなければならないものと思っている。また、各施設の補修について、優先順位を決めるなど年次的、計画的な修繕をしながら総合処理施設の27年度の稼働までは何とか維持したいと考えているとの答弁がありました。

また、後期高齢者医療広域連合事業の準備委員会への負担金の負担割合についての質疑に対し、20年4月から本格スタートする後期高齢者医療について、この事業を実施する県内すべての市町村が加入する広域連合を立ち上げるため、準備委員会が10月に発足することになった。この準備委員会への負担割合は、平等割が5%、後期高齢者人口割45%、総人口割が50%で、全市町村が加入する広域連合であるので、全市町村が負担することになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第258号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げます。

6 款農林水産業費については、質疑がありませんでした。

次に、7 款商工費では、ISO取得について補助をしているが、JASなど他の認証に対する補助はないかとの質疑に対し、農林サイドでは今のところそのような補助制度はない。今後検討させてほしいとの答弁がありました。

次に、8 款土木費では、総合公園整備事業で、赤坂プロムナードの道路規格についてとの質疑に対し、当局より、プロムナードは公園の施設道路と位置づけて、当初から整備している。一般道路とは舗装構成が違っているとの答弁がありました。

また、消雪パイプや流雪溝の補修への負担基準についてとの質疑に対し、当局より、基本的に国・県から移管された施設や市がつくった施設に関して、ポンプ等修繕が必要な場合は、市で直接行う。市民の方々や地区でつくった施設に関しては、市から補助金を出す形で行っているとの答弁がありました。

また、街路灯、防犯灯の管理費についてとの質疑に対し、当局より、横手市電気工事協会から街路灯15基を寄贈されたので、地域局に配分する。今回、新設として増田が6基、雄物川が4基の10基を予定している。修繕として、雄物川の場合、水銀灯50基、従来の蛍光管470基、大森の場合、水銀灯50基、蛍光管100基、点滅機70基の交換を予定している。街路灯設置に基準はあるが、通学路等の特別危険な

箇所については、調査の上考慮したいと考えているとの答弁がありました。

11款災害復旧費については、質疑はありませんでした。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

田中敏雄 議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 議案第258号中、平成18年度横手市一般会計補正予算（第6号）について、文教常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、学力の把握に関する研究指定事業10万円ほどの内容はどのようなものかとの質疑に対し、当局より、この事業は生徒の学力をどういうとらえ方をしたらいいのかという視点での研究です。今回、横手南中学校の音楽が指定されましたが、南中学校というよりも音楽科が引き受けた形です。音楽の授業と学力の関係について、文部科学省とともに研究をしましょうという内容のものでとの答弁がありました。

また、学校生活サポート事業の補正内容についてはとの質疑に対し、当局より学校生活サポート事業には2種類あり、1つは学習障害児支援に関するもので、もう一つは日本語学習支援に関するものです。ことし6月前後に中国から4人の生徒が転入してきたので、非常勤講師3人を新たに採用し、対応しようとするものです。日本語学習支援サポート員の配置校5校、サポート対象児童・生徒は7人、障害児学習支援サポート員の配置校12校、サポート対象児童・生徒は38人となっています。日本語学習支援については、転入地域が1カ所ではなく、今後センター化や拠点化校への移行も検討しているところでの答弁がありました。

また、最近スクールバス運転手の高齢化に伴い、事故も発生しているようだ。運転距離も関係すると思いますし、各地域で運行も違うようなので、教育委員会としての方向を伺いたいとの質疑に対し、当局より、運用規定は、1、市のバスで市の運転手、2、バスをリースして市の運転手が運転、3、運転をシルバー人材センターから派遣するという3通りの運用があり、地域により違いもある。今後の課題として、運行計画を整備していきたいとの答弁がありました。

また、ほろわの里事業で保呂羽山羽宇志別神社のみこしカバー52万2,000円を設置するということが、神社所有のものを市が管理する理由があるのかとの質疑に対し、当局よりほろわの里資料館、神楽殿の資料と霜月神楽ともに寄託を受けて展示しているので、ご理解を願いたいとの答弁がありました。

また、厚木市との交流マラソンがロードレースからまつたけマラソンに変更になった理由と、市内には、あやめ、さくらんぼ、まつたけマラソンなどがあるが、これらへの友好参加の今後の見通しについ



て伺いたいとの質疑に対し、当局より、ロードレースは30回で廃止ということもあり、厚木市と協議の結果、大きなイベントであるまつたけマラソンに参加が決まった。また、今後の各地域の友好参加については、実行委員会形式で行われており、各団体と協議する必要がありますとの答弁がありました。

また、図書館のホームページ作成委託費100万円については、ホームページの作成ができる職員はたくさんいる中で、外注して今後メンテナンス料を払い続けていく理由はとの質疑に対し、当局より、現在使用しているのは、個人所有のソフトであり、運用システム上トラブルが発生していた。これを再構築し、あわせて入力項目もふやすなど、機能の充実を図るため委託するものですとの答弁がありました。

また、水質検査料26校分と増田の天下森スキー場の修繕が補正されているが、これは毎年定期的にやられるものであり、当初予算に計上されるべきものと思うが、補正で対応した理由を伺いたいとの質疑に対し、当局より、当初の計上とすべきものでありました。また、スキー場のモーター修理ですが、使用年数も12年を経過し、今季の営業に支障ありと認めため補正です。当然、当初で処置すべきと思いますとの答弁がありました。

また、社会科副読本をCD化にした理由と、児童1人に1枚を配付するのか、また、地域版もあるのかとの質疑に対し、当局より、従来の8地域の合本版では、冊子にすると膨大な量になることがあり、社会科検討会の実行委員会と協議の結果、CD化に決まった。メリットとして、冊子ではできない動画の取り組みにより、臨場感あふれるものができること、ゲーム感覚で自由に入っていけること、改訂版も数万円と安価にできることが利点です。また、各地域から全市へのアクセスができます。まだ全生徒への配付には至りませんが、100枚程度を作成し、各学校に配付予定ですとの答弁がありました。

また、生徒が一流の芸術文化に親しむ機会や、雪に親しむスポーツや行事を学校のカリキュラムの中に持つ予算などが少ないように思うが、学校現場での工夫なり、教育委員会の指導なりによりできないものかという質疑に対し、当局より授業時数を確保することは難しいが、修学旅行時の観劇や数校共同での観劇など、学校側の自助努力はなされている。スキー事業も雪国らしいやり方を今後研究させていきたいとの答弁がありました。

また、天下森スキー場のゴルフ練習場の使用料金と打席数、利用数は幾らかとの質疑に対し、当局より、料金は50球で300円、打席は10打席あります。利用人数は500人を予定しておりますとの答弁に対し、民営に施設がたくさんある中で、公営が民間を圧迫する形で500万円という予算を盛り、運用していく必要があるのか疑問であるとの質疑に対し、当局より、ゴルフ練習場はスキー場の夏季の有効活用ということで始められた経緯があります。健康増進のための施設という位置づけがあり、500万円の内訳は修繕費のほかにゴルフボールを拾う賃金、草刈り賃金、ロストボール代なども含まれております。今後の継続については、再検討事項と考えておりますとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第258号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億8,535万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ487億7,682万5,000円に定めようとするものであります。

歳出に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

2款総務費について、公的医療施設整備支援事業の15億735万円であるが、大きな額でもあり、この後がん拠点病院化に向け、力を尽くしてもらいたいと思うが、見通しはどうかとの質疑に対し、当局から、平鹿総合病院の改築に対して建設費の13%を助成するというものである。これは市民が良質な医療を受けられる体制を整備しようというものであり、市が担う部分を支援事業としてやろうということである。国からがん拠点病院に指定される見通しについては、現時点ではわからないが、平鹿総合病院に県が整備をして運用をお願いしていることなどから、平鹿総合病院が県南の拠点病院にならずに、ほかの病院がなるということはないと思うとの答弁でありました。

また、当初5年ぐらいの期間で支援する予定だったが、一括して支援することによる金利の差異とかそういう部分はどうかとの質疑に対し、当局から、建設中であれば合併特例債は適用になるということになったので、有利な合併特例債を使って1年で補助しようとしたものだ。これについては、当初5年間の分割で県の振興資金を使おうとしたが、合併特例債の交付税算入分などを勘案すると、9億6,000万円ほど合併特例債の方が有利になるので、思い切って今回1年で補助しようとの結論になったとの答弁がありました。

12款公債費は、質疑がありませんでした。

次に、条文、歳入について主な質疑と答弁を申し上げます。

市債が62億になるわけだが、当初は70億ぐらいの市債の償還を見込んでいたようだ。この後12月に補正して市債をふやすのかとの質疑に対し、当局から、当初、大方針として償還する元金以内に抑えようということで予算編成したが、当初予算は合併特例債の活用事業が拾えなかったため、40億で出発した。今回は平鹿総合病院の補助金とか、凍上災などの事業がふえたので、現在の額になっている。償還元金は70億ぐらいなので、償還金の元金以内にはおさまっているとの答弁がありました。

また、今年度市債はあとふやさないという方針なのか、市債をふやす大きなものはあとないかとの質疑に対し、当局から、今年度は特に予定しているものはない。新聞で報道されたとおり、実質公債費比率も19.1という高い数字なので、来年度予算編成においても、ことしの大方針は貫きたいと思っていると答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

18番高安議員。

18番（高安進一議員） 文教常任委員長報告の中で、ちょっと質問申し上げたいと思います。

ここで執行部に質問できないのが残念でありますけれども、まず委員長に頑張ってもらって、ひとつご質問をしてみたいと思います。

図書館のホームページの作成委託料100万円についてというくだりでございますけれども、これこういうふうにかければ、いかにも取ってつけたように私は見えて仕方がないんですね。それで、図書館ホームページ作成料100万円、それで職員はたくさんいる中で、この理由はとの質疑に対して、現在使用しているのは個人所有のソフトであり、運用システム上トラブルがあるということなのですが、個人所有のソフトであるという、これは100万円かける理由にしては、いささか理由になっていないと私は思うんです。

例えば今、代表的なソフト、ホームページビルダー等ありますけれども、仮にそれを備品に買ったって、5万円、6万円、買い方いろいろありますけれども、このサーバーだって、レンタルサーバー借りても月5,000円とか6,000円の世界なんです。恐らく図書館のホームページなんか、みんな突っ込んでも余るぐらいの容量のレンタルサーバーを借りても、今、月5,000円、6,000円で借りられる時代なんです。もしソフト五、六万で買って職員がやれるのに、個人所有のソフトだから100万円かけるんだという理由が見つからないわけですよ。その辺のところをどうお考えなのか。審議されたのかお伺いします。

田中敏雄 議長 文教常任委員長。

高橋勝義 文教常任委員長 今、高安議員の言うとおり、当初は職員が個人的につくっていたものがありますが、その職員が異動したために、それを現在の職員が使用することができないというか、すべての人が簡単にそれを使用することができないということで、どなたでも使用できるようなソフトにしよう、そういうことでこの予算を盛り込み、今、それに取り組んでいると、こういうことの答弁であります。それ以上のことについては、今盛んにやっているところでありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 18番高安議員。

18番（高安進一議員） 委員長に大変悪いと思いますが、もう一つお願いします。

このソフトをつくるのに、今、優秀な図書館のいわば専門なあそこにいる職員の方々が、ちょっとマニュアル見ればもうできる時代なんですね、これは。それを、この人がいなくなったからつくれないとか、この人がいなくなったから、もう外注しなければできない、ここにもう100万円を外注しなければできないという理由は、本当に見つからないんですよ、実際。これを、だから、この文章をここ書かれてしまうと、全然この理由にも何にもならない、私は見えるんですね。そこら辺のところは、大変執行部に聞けないのが悔しいんですけども、こういうのはやはり図書館の職員がやるべきではないかと思

うんですけれども、例えば内部の情報を持っている人がホームページをつくることによって、本当に心のこもった内容のあるものができるし、外注して、これはこうですよ、これはこうですよ、これはこうですよと言ってつくってもらっても、それは本当に職員の皆さん、あるいは図書館が伝えようとするものが伝わっていかないというデメリットもあるんです。やはり職員の方が自分の心で、こういう図書館をこう訴えたいというのを、ホームページに上げるには職員がやるべきなんですよ。安くできます。月五、六千円のレンタルサーバーで5万円のソフト備品で買ってくればできるんです。この100万円かけるという、もう一度お願いします。

田中敏雄 議長 文教常任委員長。

高橋勝義 文教常任委員長 今、言っているとおり、委員会でもいろいろお話がありました。しかしながら、もっともっと簡単で、だれでもできるものということで、今、作成中でありますので、そういう答弁しかできません。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【発言する者なし】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

16番（齋藤光司議員） 議案第258号平成18年度横手市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

合併から1年、多くの市民に合併していいこと何も無いじゃないかと言われます。この前の地元紙の記事にも、合併効果ほの見えという形で、除雪車と給水車の話、また、市も合併の実効が上がるのは10年という見解の中で、私たちが今頑張っているこのことの市民への周知、その部分での努力が足りないなという思いを強くしております。

そういう中で、今回の補正予算の中での市民全体への影響、これからの市政運営の方向性の中でしっかりと合併効果を認められるものが2つあると思います。

1つは、平鹿病院への施設整備支援事業としての15億円。平たく言えば、平鹿病院への補助金15億円に、合併特例債を使ったことであります。普通はハード事業にしか頭のいかない特例債を、何よりも補助金にはめるといふ発想がすばらしいと思います。工事中でないと特例債の対象にならない、そういう中で運をも味方につけて、今回平鹿病院への補助金15億に95%の合併特例債を使ったことは、市の実質負担が33.5%であると同時に、95%の起債ができたことで、逼迫する市の財政運営上、非常に貢献をするものであります。

先ほどの総務委員長報告の中で、9億6,000万円有利、その報告を受け、よりその思いを強くした次

第であります。我が市での昨年度の救急車出動3,146件中、2,133件が平鹿病院に搬入をされている結果からしても、広域圏組合での約束がほごされることなくこのような形でしっかりと履行されることは、この地区の安心・安全のかなめである。地域医療の発展に大きく寄与するものであり、高齢化率の高い当市だからこそ、余計にありがたみが身にしみます。このことを合併効果として、声高らかに市民に周知をしていかなければならないと思います。関係された職員には感謝と慰労を申し上げます。

2点目であります。道路災害復旧事業、凍上災であります。

今回は、一次査定で認定された市道24カ所の復旧費、3億6,332万円余りが補正計上されております。このことがなぜすごいのかということであります。

この凍上災に認定されると、現年債であると事業費の3分の2が補助され、残りの3分の1もすべて起債が認められ、その起債の95%が交付税算入という極めて有利。わかりやすく申し上げます、1億の凍上災が認められれば、実質負担167万円で1億円の道路補修ができるという点であります。今回計上された道路復旧費中、凍上災部分3億4,050万円の市としての実質負担が567万5,000円で済むということは、まさにサプライズであります。このことがなぜ合併効果ということであります。

実は、この凍上災は平成13年にも適用になっておりますが、旧町時代には横手、十文字、大雄で申請がなされていない事実があります。それが今回合併をされたことによって、職員が情報を共有し、それを処理し、綿密な計画のもと、県内一の被害額が全地区で認定されたということが合併効果そのものであります。職員の皆さん、よく頑張ってくれた、そういう思いでいっぱいあります。

具体的に、今回の頑張りを数字であらわせれば、今回の補正は二次査定までであります。所管委員会開催中でありました9月12日から14日までの査定で、4億5,566万円も合わせて獲得しておりますので、合計で7億8,100万円になります。

今回の凍上災は、全県での市町村部分での認定額が総額で29億1,300万円、そのうち我が横手市は7億8,100万円、2番目の由利本荘市の5億3,700万円、3位の大仙市4億5,600万円に大きく差をつけて、全県の市町村分の事業料ベースで27%を獲得しております。

凍上災は申請したからただ国からおりてくる、そういった数字ではありません。これは、交付税のように決められた基準において、すべての市町村に行き渡るというような助成措置ではないからであります。被害申請をもとに、国の査定官が現場を調査し、認定をするといった手順の中で、いかに申請段階の中で綿密な調査、測量等、精度を上げた申請にするかという工夫と頑張りが問われる災害査定でもあります。

今回補正の24路線、3億2,608万円は、実に査定率93.5%であります。今回の申請がいかに精度の高い申請であったかの証拠の数字でもあります。そして、今、県内25市町村の中で、今回も13市町村だけの適用、当市担当職員の危機意識の持ち方を得て獲得をした数字であります。今年度の当市の道路補修費が全体で約2億円、約4年分の道路補修費をチャンスを見逃さず獲得したことは、これからの市の財政運営、また、運営手法をよく示したということでも、画期的なものであります。

昨今の財源不足の中で、公共事業が細る中、地元企業、経済にとっても強力なカンフル剤であります。関係された職員の皆様には、改めて心からの慰労を申し上げます。

以上、今回の補正予算の中からも、市民生活の中で除雪車と給水車ばかりではなく、しっかりと合併効果が出ているんだということを市民の皆様に強く申し上げて、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第258号平成18年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第258号は各委員長報告のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時45分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会議案第11号～議会議案第13号の上程、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第47、議会議案第11号多重債務を未然に防止し消費者保護を図ることを求める意見書についてより、日程第49、議会議案第13号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてまでの3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第11号より議会議案第13号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第11号より議会議案第13号までの3件については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第11号より議会案第13号までの3件については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第11号より議会案第13号までの3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号から議会案第13号までの3件については、原案のとおり可決されました。

議員派遣の件について

田中敏雄 議長 日程第50、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで平成18年9月横手市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時48分 閉会

